# 第 2 章・計画の推進体制

ノーマライゼーションかしわプラン 第3期柏市障害者基本計画(後期計画)・第5期柏市障害福祉計画

第1節	計画の評価・見直し32
第2節	評価・進捗管理体制の確立34

# 第1節 計画の評価・見直し

## (1) 計画における PDCA サイクル

本計画では、「基本計画」で定めた重点施策等の各取組の実施を図るとともに、障害福祉計画の基本指針に即して定めた提供体制の確保に係る「成果目標」、成果目標を達成するために障害福祉サービスの利用人数や利用日数等に係る各サービスの見込量の「活動指標(障害福祉サービスの見込み)」及び地域生活支援事業の目標値達成に向けて事業を実施していきます。

これらは PDCA サイクルの考え方に基づき, 少なくとも 1 年に 1 回その実績を把握し, 中間評価として分析・評価を行い, 必要があると認めるときは, ノーマライゼーションか しわプランの数値目標等の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけではなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、随時、対応していくことになり、本市では健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会や自立支援協議会等が協議の場となります。

なお、協議における確認事項は次のとおりとなります。

年 度	確認事項
2018年度	●ノーマライゼーションかしわプラン (平成 27 年度〜
2010 平反	平成 29 年度)の実績評価
	●ノーマライゼーションかしわプラン(2018 年度~
2019 年度	2020 年度)の進捗状況検証
	●次期計画策定に向けての市民意向調査の実施
	●ノーマライゼーションかしわプラン(2018 年度~
2020 年度	2020 年度)の事業評価と数値指標評価
	●市民意向調査等による課題・ニーズの検証

# (2) 点検・評価結果の反映

健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会等から、計画の進捗状況や、計画を推進していてための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。 その上で、PDCA サイクルのプロセスは、次のとおりとします。

## ◇ PDCAサイクルのプロセスのイメージ

## 基本指針

- ■障害者基本計画策定にあたっての基本的な考え方, 重点目標や基本目標の施策及び主な取組の提示
- ■障害福祉計画策定にあたっての基本的な考え方及び達成すべき目標,サービスの見込量の見込み方の提示

## 計画(Plan)

■「基本指針」に即して各施策目標に応じた各種事業を計画。また, 成果目標及び活動指標を設定するとともに,障害福祉サービスの見 込量の設定やその他確保方策等を定める。

#### 改善(Act)

■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を実施する。

## 実行(Do)

■計画の内容を踏まえ、事 業を実施する。

## 評価(Check)

- ■重点施策に定めた主な事業,成果目標及び活動指標については、 1年に1回その実績を把握し、各柱ごとの障害者施策や関連施策 の動向も踏まえながら、障害者基本計画及び障害福祉計画の中間 評価として分析・評価を行う。
- ■中間評価の際には、審議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表する。
- ■活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行う。

# 第2節 評価・進捗管理体制の確立

# (1) 推進体制の確保

計画の推進にあたっては、庁内や国・県の関係行政機関との連携を強化します。

また、柏市自立支援協議会等の関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。なお、内部評価及び外部評価を定期的に実施し、事業の点検・評価を行いながら、推進体制の確保を図っていきます。

## ◇ 評価・進捗管理体制

#### 計画の推進・取組の改善

## 内部(庁内)評価

○事業評価

庁内関係各課による事業の評価を行います。

### 〇障害当事者

障害当事者や関連団体等の 意見を募ります。

○市民アンケート(3年ごと)アンケートを通じて事業の 評価を行います。

## 外部評価

〇健康福祉審議会障害者健 康福祉専門分科会

進捗状況の評価や問題 点の洗い出しを行うとと もに、その改善方法などに ついて審議を行います。

〇自立支援協議会

障害当事者や支援者・事業者の視点から計画の見直しに対しての意見や改善策の提案などを行います。

○障害福祉サービス提供事業者

サービス提供事業者の自己評価を踏まえて,事業者の意見を募ります。

# (2) 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供



必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう, サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに, 計画の周知を図ります。

また、地域の住民・企業に対して、障害に関する正しい知識の啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

# (3) サービスの質の確保と経営基盤の安定化



市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また, 県の指定を受けた事業者についても, 県との連携を図り, 質の確保に努めます。なお, こうしたサービスの質の確保に加えて,

障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化 を図る必要があることから、行政としての支援のあり方について検討を進めます。